

下呂市スポーツ協会 大会等出場激励金交付要項

(目的)

第1条 この要項は、下呂市から東海・全国大会規模のスポーツ大会（以下「大会」という。）に出場する選手に対し、予算の範囲内において激励金を交付し、もって市民の体育、スポーツの振興を図ることを目的とする。

(交付対象となる大会)

第2条 激励金の交付の対象となる大会は、別表のとおりとする。

(交付対象者等)

第3条 激励金の交付対象者及び激励金の額は、別表のとおりとする。

(交付の手續)

第4条 激励金の交付を受けようとする者（種目団体会長）は、スポーツ大会等出場激励金交付申請書（別記様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、大会開催前日から起算して7日前までに協会会長に申請しなければならない。ただし、協会会長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 大会の開催要領の写し
- (2) 大会に出場登録されていることが確認できる書類
- (3) その他協会会長が必要と認める書類

前項の規定にかかわらず、協会会長が認めるときは交付申請の手續を省略することができる。

(激励金の交付)

第5条 協会会長は、前条の規定による激励金の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められるものについて激励金を交付するものとする。

附 則

この告示は、平成 24 年 7 月 30 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

種別	交付対象者	激励金の額
東海大会 全国大会 （日本スポーツ協会加盟団体等 が主催する大会）	・下呂市に在住し、予選会を経て 大会に出場する者	個人参加の場合、1名につき 東海大会 3,000円
	・下呂市に在住し、推薦により大 会に出場する者	全国大会 5,000円 団体出場の場合、
	・下呂市に住民登録を有し、予選 会を経て大会に出場する者及び選 抜等で出場する者。ただし、同一 者の重複交付は協会会長等の判断 とする	10名以上 30,000円 10名未満 20,000円
国民体育大会	・下呂市に住民登録を有し、大会 に出場する者	個人参加の場合、1名につき 10,000円 団体出場の場合、 10名以上 50,000円 10名未満 30,000円

*特別な事情があり、大会等の支障がある場合は、下呂市スポーツ協会常任理事会において支出を決定する。